

資料編

1 計画の策定経過

■ 計画の策定経過

| 年月日 | 項目 | 内容 |
|--------------------------------------|-------------------|--|
| 平成 30 年 7 月 12 日 | 第 1 回守山市自殺対策庁内連絡会 | (1) 平成 30 年度の守山市の自殺対策の取組について (2) (仮称) 守山市自殺対策計画の策定について |
| 平成 30 年 7 月 31 日 | 第 1 回守山市自殺対策連絡協議会 | (1) 平成 30 年度の守山市の自殺対策の取組について (2) (仮称) 守山市自殺対策計画の策定について |
| 平成 30 年 10 月 16 日 | 第 2 回守山市自殺対策庁内連絡会 | (1) (仮称) 守山市自殺対策計画について (2) 相談窓口リーフレットについて |
| 平成 30 年 11 月 1 日 | 第 2 回守山市自殺対策連絡協議会 | (1) (仮称) 守山市自殺対策計画について (2) 相談窓口リーフレットについて |
| 平成 31 年 1 月 15 日 ～平成 31 年 2 月 1 日 | パブリックコメント | 計画案について、市ホームページで掲載するとともに、すこやか生活課、市役所 2 階閲覧所、公文書館、駅前総合案内所、市民サービスセンター、すこやかセンター、図書館、各地区会館（公民館）で閲覧可能とし、市民の意見を募集。 |
| 平成 31 年 2 月 6 日 | 第 3 回守山市自殺対策庁内連絡会 | (1) パブリックコメントの結果について (2) 平成 30 年度の取組結果について (3) 守山市自殺対策計画（案）について (4) 平成 31 年度の各課の取組について |
| 平成 31 年 2 月 14 日 | 第 3 回守山市自殺対策連絡協議会 | (1) パブリックコメントの結果について (2) 平成 30 年度の取組結果について (3) 守山市自殺対策計画（案）について (4) 平成 31 年度の取組予定について |

○守山市自殺対策連絡協議会設置要綱

平成 23 年 10 月 1 日

守山市告示第 221 号

改正 平成 26 年 10 月 15 日守山市告示第 244 号

平成 30 年 3 月 15 日守山市告示第 53 号

(設置)

第 1 条 市長は、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に基づき、自殺を個人の問題として取り組むだけでなく、社会的な問題として取り組み、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与するために、自殺対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、守山市自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 守山市の自殺対策の施策の検討および推進に関すること。
- (2) 関係者の自殺対策にかかる情報の共有および連携に関連した取組の推進に関すること。
- (3) その他設置目的に関し市長が必要と認めること。

(委員の定数および選任)

第 3 条 協議会の定数は、20 人以内とし、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会議の運営については必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

(意見の聴取)

第 7 条 協議会は、必要があると認める場合は、委員以外の者に、その会議への出席を求め意見を聴くことができる。

(報償)

第8条 会議に出席した委員および協議会の求めに応じて会議に出席した者に対し、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(市の情報提供)

第9条 市は、協議会がその任務を遂行するために必要な情報を提供しなければならない。ただし、その情報が、守山市情報公開条例(平成11年条例第21号)第7条または第8条に該当するものである場合には、この限りではない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部すこやか生活課において処理する。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

平成 30 年度自殺対策連絡協議会 委員名簿

(敬称略)

| 関係機関・団体名 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------------|---------|---------|
| 一般社団法人守山野洲医師会 | ◎北野 充 | 第 1 号委員 |
| 一般社団法人守山野洲医師会 | 平木 久代 | 第 1 号委員 |
| 滋賀県司法書士会 | 東出 純治 | 第 1 号委員 |
| 守山市民生委員児童委員協議会 | 渕上 清二 | 第 2 号委員 |
| 守山商工会議所 | 松永 之和 | 第 2 号委員 |
| 特定非営利活動法人滋賀いのちの電話 | ○千原 美重子 | 第 2 号委員 |
| 守山警察署 | 宝泉 将司 | 第 3 号委員 |
| 湖南広域消防局北消防署 | 今井 均 | 第 3 号委員 |
| 守山市小中学校長会 | 藤村 厚 | 第 3 号委員 |
| 滋賀県草津保健所 | 寺田 裕美 | 第 3 号委員 |
| 草津公共職業安定所 | 保木 貴之 | 第 3 号委員 |
| 旭化成株式会社守山製造所 | 宮崎 誠司 | 第 4 号委員 |

◎会長 ○職務代理者

○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等) 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 用語の説明

か行

【ゲートキーパー】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。地域のかかりつけの医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、民生委員・児童委員や健康推進員、ボランティアなど、様々な人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。

【健康推進員】

当市が委嘱する健康づくりボランティアのことです。

【湖南いのちサポート相談事業】

草津保健所が湖南圏域（草津保健所管内）の救急告示病院（済生会滋賀県病院、草津総合病院、野洲病院、滋賀県立総合病院、済生会守山市民病院、近江草津徳洲会病院）と市、その他関係機関と協力し、湖南圏域の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族に対して相談支援を行い、自殺の再企図を防止することを目的とした事業です。

さ行

【自殺対策基本法】

自殺防止のための調査研究・教育広報活動、職場・学校・地域の体制作り、医療の整備など、社会的な取り組みを国や地方自治体の責務とした法律です。

【自殺総合対策大綱】

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものです。平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成 29 年 7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

【自殺死亡率】

人口 10 万人あたりの自殺者数です。

【スクールカウンセラー】

不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒の悩みを受け止めて相談にあたり、教員や関係機関と連携して必要な支援をする心の専門家として、次の職務を行います。①児童生徒に対する助言、②保護者や教職員に対する相談、③校内会議等への参加、④教職員や児童生徒・保護者への研修や講話、⑤相談者への心理的な見立てや対応、⑥ストレスチェックや心理授業等の予防的対応、⑦事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

【スクールソーシャルワーカー】

小・中学校に在籍する児童・生徒の不登校をはじめとする学校不適應の問題に対応するため、守山市の教育委員会が、市立の小・中学校に派遣する専門職です。スクールソーシャルワーカーは、所属長および派遣された小・中学校長の指揮監督のもとで、次の職務を行います。①派遣校における児童生徒が置かれている環境への働きかけに関すること、②関係機関とのネットワークの構築と連携および調整に関すること、③派遣校における保護者および教職員に対する支援・相談および情報提供に関すること、④その他所属長が必要と認めた職務

【すこやかまちづくり行動戦略】

すべての守山市民が、健康で、生きがいを持って住み慣れた地域で住み続けることができる「住みやすさ日本一」のまちづくりをめざし、「学んで知る健康」、「つくる健康」、「みんなで広げる健康」を柱に、市民、地域および行政が一体となって取り組む施策を定めた計画です。

【ストレスチェック】

定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組です。

た行

【第2次健康もりやま21】

本市では、平成15年3月に市の健康づくり計画である「健康もりやま21」を策定し、平成20年3月の中間見直しにより計画期間を10年に延長するなか、市民全体の健康づくりの推進に取り組みました。平成25年度には、これらの取組をより一層推進するため、第2期計画である「第2次健康もりやま21」を策定し、すべての市民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、すこやかに心豊かに生活できることを目指し取り組む施策を定めた計画です。

【地域自殺実態プロフィール】

自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したものです。

【地域における自殺の基礎資料】

警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、厚生労働省が集計を行い、概要資料及び詳細資料を作成し公表しているものです。

は行

【パブリックコメント】

市の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表することで、市民の意見を市の意思決定過程に反映させる機会を確保する手続のことであります。

【ひきこもり】

さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭に留まっている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）のことです。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて市町の区域に設置され、地域住民の相談に応じ必要な支援を行います。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

や行

【やすらぎ支援相談員】

中学校に在籍する生徒が抱えるさまざまな悩みや不安、ストレスを適切に解消し、不登校問題の解決を支援する専門家です。

【EPDS問診票（エジンバラ産後うつ病質問票）】

エジンバラ産後うつ病問診票（Edinburgh Postnatal Depression Scale）は、産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発されたもので、母親が記入した項目について、支援者が母親からの話を聴いたり、質問するきっかけとなり、母親の抱えるさまざまな問題を明らかにすることができます。



新生児訪問 問診票

市記載欄

名前： _____ 記入日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

お子さんの名前： _____ 出産日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

産後の気分についておたずねします。あなたも赤ちゃんもお元気ですか。最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。今日だけではなく、過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。必ず10項目全部に答えてください。

- | | |
|---|---|
| 1 笑うことができたし、物事のおもしろい面も分かった。 () いつもと同様にできた。 () あまりできなかった。 () 明らかにできなかった。 () 全くできなかった。 | 6 することがたくさんあって大変だった。 () はい、たいてい対処できなかった。 () はい、いつものようにはうまく対処できなかった。 () いいえ、たいていうまく処理した。 () いいえ、普段通りに対処した。 |
| 2 物事を楽しみにして待った。 () いつもと同様にできた。 () あまりできなかった。 () 明らかにできなかった。 () ほとんどできなかった。 | 7 不幸せな気分なので、眠りにくかった。 () はい、ほとんどいつもそうだった。 () はい、時々そうだった。 () いいえ、あまり度々ではなかった。 () いいえ、全くなかった。 |
| 3 物事がうまくいかない時、自分を必要以上に責めた。 () はい、たいていそうだった。 () はい、時々そうだった。 () いいえ、あまり度々ではなかった。 () いいえ、全くなかった。 | 8 悲しくなったり、惨めになったりした。 () はい、たいていそうだった。 () はい、かなりしばしばそうだった。 () いいえ、あまり度々ではなかった。 () いいえ、全くそうではなかった。 |
| 4 はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。 () いいえ、そうではなかった。 () ほとんどそうではなかった。 () はい、時々あった。 () はい、しょっちゅうあった。 | 9 不幸せな気分だったので、泣いていた。 () はい、たいていそうだった。 () はい、かなりしばしばそうだった。 () ほんの時々あった。 () いいえ、全くそうではなかった。 |
| 5 はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。 () はい、しょっちゅうあった。 () はい、時々あった。 () いいえ、めったになかった。 () いいえ、全くなかった。 | 10 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた。 () はい、かなりしばしばそうだった。 () 時々そうだった。 () めったになかった。 () 全くなかった。 |

